

DRUG



INFORMATION

2011 No. 17

平成23年7月12日発行

チラーヂンSの供給回復に伴う処方日数制限の緩和について

岐阜大学医学部附属病院薬剤部
医薬品情報管理室
(内線7083)

チラーヂン S の供給回復に伴う処方日数制限の緩和について

震災の影響により生産・供給が不足しております甲状腺ホルモン製剤「チラーヂン S 錠 50」につきまして、製薬メーカーより生産体制が震災前と同程度まで復旧したとの連絡がありました。また併せて、薬品卸業者への供給も十分されていることが確認できたため、**7月13日(水)**より上記薬剤の処方日数の制限を30日間から**90日間**へ延長することと致します。

なお、「チラーヂン S 錠 25」、並びに「チラーヂン S 散 0.01%」につきましては、いまだ安定供給の見込みはたっていないため、引き続き**14日間**の制限をかけさせていただきますので、ご協力お願い致します。

不明な点につきましては、薬剤部・医薬品情報管理室（内線 7083）までご連絡下さい。